



《会計・税務の知識》 法人事業税の所得割の計算

はじめに

法人事業税は、事業及び事業税の種類に応じ付加価値割・資本割・所得割・収入割が課せられます。今回は、一般的な事業会社が課される所得割の課税標準・税率についてご紹介します。

1. 課税標準額

所得割の課税標準は、基本的に法人税の課税標準である所得を基に計算を行います。事業税の計算で使用する所得の金額は、法人税の申告書の別表四の34の欄「合計」の金額となります。事業税の計算は、下記の手順により行います。

所得金額（法人税別表四・合計欄）
①特別の定め（加減算）
②外国の事業に帰属する所得（控除）
③非課税事業等（控除）
④繰越欠損金の当期控除額（控除）
所得の総額（課税標準額）

参考 第六号様式・第六号様式別表五

①特別の定め

- イ 海外投資等損失準備金制度の一部不適用
- ロ 社会保険診療に係る所得の課税除外
- ハ 繰越欠損金の損金算入の調整
- ニ 損金算入所得税額等の所得の算定の特例
- ホ 所得に係る寄付金の損金算入限度額等
- ヘ 所得に係る外国税額の損金の額等算入 等

②外国の事業に帰属する所得

事業税はいわゆる国内でのサービスの対価に対する「物税」であるため、国外の所得は課税対象から除外します。

そのため、外国の事業に帰属する所得は、所得の総額より控除します。

③非課税事業等

事業税では、林業・鉱物の掘採事業・特定の農事組合法人が行う農業が非課税とされています。

これらの所得がある場合は、所得の総額より控除します。また、上記特別の定め为社会保険診療に係る所得はこの欄で控除します。

その他、非課税法人・非課税所得等の規定があります。

④繰越欠損金の当期控除額

地方団体の財政を考慮し、法人税では繰戻還付・繰越控除を任意に選択できますが、事業税ではすべて繰越控除とします。このため、繰戻還付を行った法人は、法人税と事業税の繰越欠損金の金額が一致しないケースが発生します。

また資本金が1億円を超える法人や資本金5億円以上の親法人に株式を100%所有されている中小法人等は、法人税と同様に所得金額の80%が控除の限度(注)となります。

(注)法人税の改正と同様、平成27年の税制改正により控除限度は次のようになります。

・平成27年4月1日～平成29年3月31日開始事業年度は65%を限度

・平成29年4月1日以降開始事業年度は50%を限度

2. 税率

所得割の税率は、下記の税率の区分となります。なお、平成27年の税制改正により平成27年4月1日以降に開始される事業年度から税率の改正が行われました。

【標準税率(平成27年4月1日以降開始する事業年度)】
()内の数字は、平成28年4月1日以降開始事業年度の税率です。

所得割のみ	軽減税率	軽減税率不適用
所得年400万以下	3.4%	6.7%
年400万超 800万以下	5.1%	
年800万超	6.7%	
外形対象法人 (所得割部分)	軽減税率	軽減税率不適用
年400万以下	1.6%(0.9%)	3.1%(1.9%)
年400万超 800万以下	2.3%(1.4%)	
年800万超	3.1%(1.9%)	

※都道府県により超過税率を採用している場合がありますので、所轄の都道府県にご確認ください。

おわりに

事業税の課税標準額で調整が入る場合には、こちらの記事を参考に申告書の作成を行っていただけたら幸いです。
(担当：山川)